令和３年　東川町議会　第８回臨時会　会議録

１．招集年月日　　令和３年 11 月 25 日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　会　　令和３年 11 月 25 日　　午前９時 00 分
４．閉　　会　　令和３年 11 月 25 日　　午前９時 34 分
５．会　　期　　１日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　長	松　岡　市　郎	企画総務課長	窪　田　昭　仁
副　町　長	平　田　章　洋	都市建設課長	矢ノ目　俊　之
副　町　長	市　川　直　樹	学校教育課長	佐　藤　文　泰
教　育　長	杉　山　昌　次		

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　書記　畑山　美里　　書記　村中　　豪
12．町長提出議案の題目
議案第１号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２号　議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第３号　特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第４号　西３号道路改良工事請負契約の変更について
報告第１号　専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）
13．議員提出議案の題目
な　し
14．議　事　日　程
議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
15．会議録署名議員
議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。
10 番　鈴木哉美議員、11 番　鶴間松彦議員。

○開　　会

議長（高橋昭典君）　ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。
よって、令和３年東川町議会第８回臨時会は成立しますので、開会します。
これより直ちに本日の会議を開きます。

○招集者挨拶

議長（高橋昭典君）　町長より本臨時会招集の挨拶があります。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
おはようございます。
今日は、第８回の臨時会でございますが、招集させていただきましたところ、全員の議員の皆様方のご出席いただきまして誠にありがとうございます。
今回、私共が提案させていただきます案件については４件、報告１件となっておりますが、全会一致で議決を賜りますようにお願いを申し上げ、招集者としての挨拶とさせていただきます。
ありがとうございます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）　本臨時会の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議事日程に従い議事を進めます。

○日程第１　会議録署名議員の指名

議長（高橋昭典君）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番　鈴木哉美議員、11番　鶴間松彦議員を指名します。

○日程第２　会期の決定

議長（高橋昭典君）　日程第２「会期の決定について」を議題とします。
本臨時会は、本日１日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。(「異議なし。」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、会期は、本日１日間に決定いたしました。

○日程第３　諸般の報告

議長（高橋昭典君）　日程第３「諸般の報告」を行います。
町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　ありません。

議長（高橋　議会からの報告事項は、別紙配付のとおりです。

昭典君）　以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第４～６　議案第１～３号

議長（高橋昭典君）　これより、議案審議に入ります。
議事の進め方についてお諮りします。
日程第４　議案第１号から日程第６　議案第３号までは、いずれも人事院勧告に伴う条例改正案で、関連がありますので、これを一括議題とし、順次提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。よって、日程第４　議案第１号から日程第６　議案第３号までを一括議題とすることに決しました。
日程順に従い、順次、提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第１号から議案第３号までの３議案について、一括して提案理由と改正内容の説明を申し上げます。
人事院は８月 10 日、国家公務員一般職について、2021 年度の期末手当を 0.15 か月引き下げることなどを骨子とする勧告書を国会及び内閣に提出しました。また、北海道においても、人事委員会より同様の勧告を受けて 11 月 30 日に開催予定の第４回定例道議会に関係条例案を提出する予定となっています。
本町のように人事委員会を設置していない町村では、地方公務員法により、民間事業者における従業員の給与や国の人事院勧告などを参考に、社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとされているところであることから、給与等関連条例の改正について提案するものであります。
ここで、給与勧告の骨子について、該当する内容を説明いたしますので、第８回臨時会資料の１頁を議案と併せてご覧いただきたいと思います。
給与勧告の内容についてでありますが、中段の「Ⅱ　民間給与との比較に基づく給与改定等」、「１　民間給与との比較」にありますように、人事院では、約 11,800 民間事業所の 45 万人の個別給与調査を実施した結果、月例給においては△19 円、ボーナスにおいては民間の支給割合は、4.32 月に対し、公務員は 4.45 月との結果でありました。
この結果を受けて人事院では、２の「給与改定の内容と考え方」に記載のとおり、月例給については、民間給与の較差が極めて少ないことから改定は行わないとし、ボーナスについては、民間の支給割合との均衡を図るため、支給割合を 4.45 月から 4.30 月に引き下げる内容が勧告されたことにより、0.15 月分を引下げる改正を行う関係条例の改正について今回提案をさせていただくもので、改定の実施時期については、令和３年度 12 月期支給分からとなります。
「第８回臨時会資料」の２頁には勧告内容が掲載されていますが、１．一般職の職員の給与に関する法律の改正、（１）令和３年 12 月期のアは一般職の職員の期末手当について、支給割合を 1.125 月分（再任用職員にあっては 0.625 月分）とし、下から２行目の（２）令和４年６月期以降のアでは、６月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2 月分（再任用職員にあっては、それぞれ 0.675 月分）とする内容であ

ります。
　以上が、給与勧告の骨子であります。これを受けて本町では、期末手当の引下げについて改正を行うべく、関係条例の改正について提案させていただくものです。
　それでは、はじめに、議案第１号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」改正内容をご説明いたします。
　改正条例は、期末手当について、第１条は令和３年度適用分について、第２条では、令和４年度以降分について改正する内容となっています。
　それでは、新旧対照表により説明いたしますので、臨時会資料６頁、７頁をご覧ください。
　第１条は、第 11 条の２第２項の一般職の期末手当の率を、「100 分の 127.5」から 0.15 月分を引下げた「100 分の 112.5」に改正し、第３項では再任用職員に対する期末手当の率を「100 分の 72.5」から 0.1 月分を引下げた「100 分の 62.5」に改正をするものです。
　第２条による改正は、令和４年４月以降の期末手当の率について、条例第 11 条の２第２項の一般職員の期末手当は、６月、12 月期ともに「100 分の 120」に改正し、第３項の再任用職員の期末手当を「100 分の 67.5」に改正を行うものです。
　条例本文に戻っていただきまして、附則では、この条例は公布の日から施行することとし、第２条の規定は、令和４年４月１日から施行いたします。
　以上が、議案第１号の改正内容であります。
　次に、議案第２号「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」改正内容をご説明いたします。
　条例の新旧対照表は、臨時会資料８頁、９頁をご覧ください。
　改正の理由については議案第１号と同様ですので省略させていただきますが、第１条は、令和３年度の期末手当分として「100 分の 222.5」から「100 分の 207.5」に改正し、第２条は、令和４年４月以降の手当の率について、６月支給分、12 月支給分ともに「100 分の 215」に改正をするものです。
　条例本文の附則に戻っていただき、条例本文に戻っていただきまして、附則では、この条例は公布の日から施行することとし、第２条の規定は、令和４年４月１日から施行いたします。
　最後に、議案第３号の「特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」、条例の新旧対照表は、第８回臨時会資料の 10 頁、11 頁になります。
　常勤特別職の改正は、議会議員と全く同様の改正ですので、ご確認いただき、説明については省略をさせていただきます。
　以上、議案第１号から議案第３号まで一括して議案の説明をさせていただきました。
　よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより、一括して質疑に入ります。
　10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）　10番、鈴木です。
　今回の人事院勧告を踏まえた流れなんですが、たしか24日に閣議決定がされたというふうにニュースでも見ましたけれども、その結果、関連

法の改正の方がまだ未定だというふうに聞いております。
その結果、Yahoo!ニュースなどでも自治体によって実施時期の判断が分かれるところだというコメントもあり、実際に他の自治体では、給与関係閣僚会議ですか。11月12日に開催されたその会議の中で、国家公務員制度担当大臣の方から、本年度の引き下げ相当分を来年６月のボーナスから減額することで調整を行うことも含め、引き続き検討を進めてはどうかという発言があったことなどから、11月の臨時会で決定しないというふうな取り扱いをしている、11月臨時会を開催しなかったり臨時会には関連議案を提出しないというような判断の自治体も出ているという情報を聞いております。
その中で、当町の方で今回この議案をこの時期に提出したということの根拠の説明をお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）　ただいま鈴木議員からご質問いただいた点でございますが、国の方では、ご質問の内容にありましたように、給与法の改正法案が12月１日の基準日までに改正ができなかったということで、24日の閣議におきまして、来年６月期の期末手当の際に調整を行うことという内容の取り扱いをしているところでございます。
ただ、北海道内を見ますと、旭川市、札幌市、それから先程言いました北海道を含めまして、それぞれが所管する人事委員会において、人事院勧告と同様の勧告がなされまして、それぞれの議会において期末手当の削減を行うという関係条例案の提案を行っているところでございます。
それから、この近郊８町におきましても、一部条例改正を行わずに国と同様の扱いをするという自治体もございますが、その殆どの自治体におきましては、11月に臨時会を開催して関係条例の改正を行うということでの確認をしているところでございます。
それから、６月に行わずに何故今回行うかと言いますと、組合とも協議をいたしまして、やはり今回0.15月分を令和３年度の手当で調整をするというのを翌年度に繰り越しをいたしますと、６月のボーナスで0.225月分の調整を行わなければいけないということで、減額幅が非常に大きくなるといったところも考慮いたしまして、今回、令和３年分の期末手当から行うことで職員負担の軽減も行っていくということを含めて今回改正を行わせていただくという内容でありますことをご理解いただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり）
これをもって質疑を終結します。
これより、討論に入ります。（「討論なし。」の声あり）
討論なしと認めます。
最初に、議案第１号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第１号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし。」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第２号「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし。」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第３号「特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第７　議案第４号

議長（高橋昭典君）

日程第７　議案第４号「西３号道路改良工事請負契約の変更について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）

（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第４号　西３号道路改良工事請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。
令和３年８月 27 日議決、令和３年８月 27 日契約締結の西３号道路改良工事請負契約事項を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。
１．契約の目的、２．契約の方法、４．契約の相手方につきましては変更ありません。
３．契約の金額　「49,390,000 円」を「61,347,000 円」に変更するものであり、当初契約金額より「11,957,000 円」増額となるものであります。
次に、設計変更の主な内容をご説明申し上げます。
お手元の第８回臨時会資料の 12 頁を併せてご覧ください。
本事業の主要財源である社会資本整備総合交付金の東川町全体交付額を最大限有効に活用するため、他事業の交付金残を本事業に集約し、工事区間を北３線道路まで延長実施するものです。
平面図上の赤い部分が当初契約区間となり、赤実線は排水構造物工を示し、道路上の赤色塗りつぶしは道路改良区間を示しています。
今回の変更により本工事全体の工事延長は 294.2ｍとなります。
道路の構成は、当初契約のとおり変更はありませんが、当初契約では改良部分の舗装を 12 ㎝の３層舗装で整備する予定でありましたが、本年度の事業実施可能な事業量等を精査した結果、本年度は車道部の上層５㎝、１層で工事を完了し、来年度の田植え後に残りの車道部２層及び歩道部・取付け道路の舗装を実施します。
以上が主な設計変更の概要であります。

なお、工事契約期間は、事業内容の変更に伴い令和３年 12 月 24 日までを令和４年３月 11 日に変更いたします。
以上、簡単ではありますが、議案第４号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。
７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　反対するものは一切ないんですが、一つ、1,200万の変更っていうことで、入札、この時は２、３件あったかと思うんですけれど、そういうあれで、社会なんとかのそういう予算が少し余ったことでここに持ってきたっていう今のお話ありましたけれど。そして、今年度はこれから雪なり何なりでそんなに工事がはかどらない。それで、田植え後ですか、完了は。そういうようなことのご説明でしたけれど、これについて、全額社会資本っていうか、そっちの方から金額持ってこられるんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ただいまご質問ありました件でございますが、本事業につきましては、道路工事で社会資本を受けているのが西３号道路と西５号道路になります。それぞれの入札の執行残、それによって交付金の残が出たということになっておりまして、この交付金をそのまま返還するということになると、次年度の交付額に影響するものですから、有効に活用するということが今までも行ってきたところでございます。
今回につきましては、合わせて総額で大きくなっておりますが、62.125％は社会資本整備事業の総合交付金の額になりまして、残りは辺地となりますので、内容についてはご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　図面で確認なんですけども、排水構を示す赤実線のところで、[redacted]さんのお宅と[redacted]さんのところがちょっと道路側に飛び出ているような、図で示されてるんですけど、直線で排水溝を設置できなくて道路側に少し飛び出るような形で配置しなければならなかったということなんでしょうか。何か理由があるんでしょうか。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　道路の排水ですとか取付道路等につきましては、それぞれ隣地の地権者との協議ですとか、現状の実態に合わせて行っておりますので、道路に食い込んでいる訳ではありませんので、この土工定規自体は問題ないということで考えております。

議長（高橋昭典君）　１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　今一度確認ですけど、これは一直線ではないということなんですね。図面で示したような排水溝の造りになるということなんですかね。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　この図面の説明の通りということでございます。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。(「質疑なし。」の声あり)
これをもって質疑を終結します。
これより、討論に入ります。(「討論なし。」の声あり)
討論なしと認めます。
議案第４号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし。」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第４号「西３号道路改良工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第８　報告第１号

議長（高橋昭典君）　日程第８　報告第１号「専決処分の報告について」を議題とします。
提出者より報告を求めます。
都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
報告第１号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。
地方自治法第 180 条第１項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりご報告します。
報告事項は、東川第三小学校校舎長寿命化改良工事における契約金額の変更についてであります。
議会の議決を得た工事請負契約については、議会の議決を得た契約金額の 10 分の１を超えない範囲で 500 万円以下の変更については、町長の専決処分事項となってございます。
それでは、専決処分書によりご説明申し上げます。
専決処分書
地方自治法第 180 条第１項の規定に基づき、平成 24 年９月 18 日議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。
令和３年６月 17 日議会の議決を経た工事請負契約について、次のとおり契約金額を変更する。
１．工事名　東川第三小学校校舎長寿命化改良工事
２．変更内容　契約金額「246,543,000 円」を「248,171,000 円」に改

める
　契約金額より「1,628,000 円」増額となるものであり、11 月１日に専決処分をさせていただきました。
　それでは、変更となった主な工事内容についてご説明申し上げます。
　本事業において改修計画にあるキュービクル改修を行ったところ、ＰＣＢ成分が検出され、ＰＣＢの処分にかかる経費、1,628,000 円を増額変更したものです。
　ＰＣＢとは、ポリ塩化ビフェニルの略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。水に溶けにくく、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなどから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で利用されていました。
　ＰＣＢは、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告され、その毒性が明らかになり、現在は製造・輸入ともに禁止されています。
　ＰＣＢ濃度により「高濃度ＰＣＢ廃棄物」と「低濃度ＰＣＢ廃棄物」に分類されますが、今回対象のものは「低濃度ＰＣＢ廃棄物」に該当し、ＰＣＢ特措法の施行により、適切に処理することになっています。
　ＰＣＢの有無については、製造年などから判別する方法と絶縁油を採取してＰＣＢ濃度を測定して判別する方法がありますが、低濃度ＰＣＢの場合、殆どのケースで絶縁油を採取する方法でしか判別出来ず、今回も同様の確認を行って検出されました。
　なお、今回の変更による工事契約期間の変更はありません。
　以上、簡単ではございますが、報告第１号　専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

議長（高橋昭典君）　本件は地方自治法第 180 条第１項の規定により、議会の議決を得て、町長の専決について委任した範囲の事案です。
　報告案件ですが、質疑があれば答弁いただくこととして、発言を許します。
　質疑ありませんか。
　５番、能登暢吉君。

５番（能登暢吉君）　ＰＣＢって一体どういった部分から出たものなのかなっていうことがちょっと気になったので教えていただければと思います。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　今回、東川第三小学校の変圧器の中から出ております。
　以上です。

議長（高橋昭典君）　５番、能登暢吉君。

５番（能登暢吉君）　変圧器から出たと。変圧器ってそんなに大きなものではないと思うんだけど。このぐらいの1,628千円ぐらいかかるような、それほど沢山出たということなんですか。何基もあってということなのか。ちょっと理解

には苦しいなという感じがしたのでお願いします。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　ＰＣＢの処分については、一般の処分業者等では処分ができないということになりまして、処分自体が高額になります。
　また、今回は北海道において指定されている処分先が１カ所しかありませんでして、北海道の中ではＪＸ金属苫小牧ケミカル株式会社ということで指定されております。そこで処分を行うということでございます。
　また、運搬につきましても、道内で12社のみ指定されておりまして、上川管内では、エアウォーター物流株式会社旭川営業所の１社のみということになっておりまして、運搬の方法、処分の方法と法令に定まった形での処分ということもありまして、経費が高額になるということでございます。
　変圧器についてはキュービクル本体の中にいくつか含まれておりますので、本体というよりもそれぞれの処分の個数というか、そういったことにも影響するということでございます。
　今回については３基交換するということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
　10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）　低濃度ということですけれども、具体的に濃度はいくつかという数値は出ていらっしゃいますでしょうか。

議長（高橋昭典君）　都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　濃度につきましては、低濃度というのは１kgあたり5,000mg以下のものが低濃度となりますので、それ以下であるということでございますので、その濃度がいくらかという数値についてはこちらでは承知しておりません。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。（「質疑なし。」の声あり）
　これをもって質疑を終結します。
　本件は報告済みとします。

○閉　　会

議長（高橋昭典君）　これで、本日の議事日程は全部終了しました。
　以上をもって、令和３年東川町議会第８回臨時会を閉会します。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　鈴木　哉美

会議録署名議員　　鶴間　松彦